

トライアンフ ライダー ファイナンス 盗難補償付帯プログラム



あなたのライダーライフに安心をプラス

業界初! 盗難補償付きバイクローン

最大
200万円

※1
車両盗難
補償

×

パーツ盗難
補償

×

かぎ穴
いたずら
補償

+

NEW

※4
タイヤ
パンク
補償

支払限度額
(縮小支払割合 / 免責金額)

200万円 ※2
(80% / 0万円)

補償回数

補償期間中 **1回限り** ※3

※補償期間は納車日から
1年間となります。

支払限度額
(縮小支払割合 / 免責金額)

20万円
(100% / 1万円)

補償回数

支払限度額内であれば
何度でも補償 ※3

支払限度額
(縮小支払割合 / 免責金額)

10万円
(100% / 1万円)

補償回数

支払限度額内であれば
何度でも補償 ※3

支払限度額
(縮小支払割合 / 免責金額)

2万円
(100% / 0万円)

補償回数

補償期間中 **1回限り**

※補償期間は納車日から
1年間となります。

※1 エンジンロック、ハンドルロック、ホイールロック(U字型のロック等) その他これらと同等以上の機能を有する物のいずれかが施錠されている間に行われた盗難。

※2 [損害額×80%]or[200万円]のどちらか低い額。

※3 車両盗難による破損または汚損、パーツ盗難補償及び、かぎ穴いたずら補償については補償期間に支払った保険金額が補償期間中の支払限度額に達するまでは補償は消滅せず、[支払限度額-支払保険金額=残支払限度額]となり、支払限度額が既支払保険金額分減額され、補償は継続されます。ただし、補償期間は当初の納車日より1年間で変更はありません。

※4 装着中のタイヤパンク(ただし、修理不能によるタイヤ交換のみ対象)。

※盗難補償は株式会社オリココーポレーションが付帯するサービスです。

※平成28年4月1日より適用。

TRIUMPH

かなえる、のそばに。



Orico

保険金のお支払い事例

事故内容	支払保険金算出計算 (80%…縮小支払割合／1万円…免責金額)	支払保険金額	請求後の補償
ユーザーA 自宅車庫に施錠して駐車していたところ購入価格250万円の二輪自動車が盗難に遭った。	$250万円 \times 80\% = 200万円$	200万円	消滅
ユーザーB 立ち寄った店舗に施錠して駐輪場に駐車していたところ購入価格200万円の二輪自動車が盗難に遭った。	$200万円 \times 80\% = 160万円 \leq 200万円$	160万円	消滅
ユーザーC 二輪自動車が盗難に遭い、後日発見されたが二輪自動車が破損していた。 ※補修費用(税込)が150万円であった場合。	$150万円 \times 80\% = 120万円 \leq 200万円$	120万円	$200万円 - 120万円 = 80万円$ (残支払限度額) 80万円を支払限度額として補償継続
ユーザーD 自宅マンションの駐輪場に施錠して駐車していたところ、15万円相当のマフラー、サスペンションが盗難に遭った。	$15万円 - 1万円 = 14万円 \leq 20万円$	14万円	$200万円 - 14万円 = 186万円$ (残支払限度額) 186万円を支払限度額として補償継続
上記の事故に遭った後、駐輪場に施錠して駐車していたところ、かぎ穴のいたずら被害に遭い、3万円相当の補修費用がかかった。	$3万円 - 1万円 = 2万円 \leq 10万円$	2万円	$186万円 - 2万円 = 184万円$ (残支払限度額) 184万円を支払限度額として補償継続
上記の事故に遭った後、自宅マンションの駐輪場に施錠して駐車していたところ200万円相当の二輪自動車が盗難に遭った。	$200万円 \times 80\% = 160万円 \leq 184万円$	160万円	消滅

※エンジンロック、ハンドルロック、ホイールロック(U字型のロック等)その他これらと同等以上の機能を有する物のいずれかが施錠されている間に行われた盗難。
※「損害額×80%」or「200万円」のどちらか低い額。※車両盗難による破損または汚損、パーツ盗難補償及び、かぎ穴いたずら補償については補償期間に支払った保険金額が補償期間中の支払限度額に達するまでは補償は消滅せず、[支払限度額－支払保険金額＝残支払限度額]となり、支払限度額が既支払保険金額分減額され、補償は継続されます。ただし、補償期間は当初の納車日より1年間で変更はありません。

[タイヤパンク補償の場合]

事故内容	支払保険金算出計算 (100%…縮小支払割合／0万円…免責金額)	支払保険金額	残支払限度額
ユーザーE 走行中にタイヤがバーストし、タイヤ交換が必要になったため、購入店にてタイヤ交換(2万円)を行った。	$2万円 = 2万円$	2万円	0円 (補償終了)
ユーザーF 走行中にタイヤがバーストし、タイヤ交換が必要になったため、最寄りのガソリンスタンドでタイヤ交換(2万円)を行った。		補償対象外 (購入店もしくは株式会社オリココーポレーションが指定する修理工場以外で修理を実施したため)	
ユーザーG 保管中、いたずらによりタイヤが一部損傷したため、購入店にて損傷箇所の修復作業(2千円)を行い、タイヤ交換は行わなかった。		補償対象外 (タイヤが損傷箇所の修理可能であり、タイヤを交換しなかったため)	

※盗難補償、タイヤパンク補償はそれぞれ別の保険契約のため、関連性はございません。

お支払いできない主な事例

保険の対象の所有者または保険金受取人の故意・重過失または法令違反によって生じた損害	保険の対象の所有者または保険金受取人の親族、使用人または同居人などが自ら行い、または加担した盗難による損害	戦争、暴動などの際における盗難による損害	地震、噴火、津波、風災、水災またはその他の天災の際における盗難による損害
火災、爆発または放射能汚染の際における盗難による損害	窃盗または強盗のために生じた火災・爆発による損害	盗難発生後60日以内に覚知することができなかった盗難による損害	付属品*のみの盗難 *ヘルメット、チェーン、カーゴボックス等

※上記以外にも保険金をお支払いできない場合があります。保険金をお支払いできない場合の詳細は、普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますので、ご不明な点については、伊藤忠オリコ保険サービス株式会社までお問い合わせください。

お問い合わせ先 【制度運営受託会社】伊藤忠オリコ保険サービス株式会社 TEL.0120-000-696

詳細は販売員にお尋ねください